

令和 6 年11月21日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和6年11月21日（木曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐 野 仁 君
企 画 財 政 課 長	小 林 誠 樹 君
企画財政課課長補佐兼財政係長	渡 邊 聡 君
税 務 課 長	門 間 裕 匡 君
税務課主幹兼国民健康保険税係長	早 坂 晴 美 君
町 民 生 活 課 長	阿 部 伸 二 君
町民生活課主幹兼国保年金係長	堀 田 修 一 君
長 寿 支 援 課 長	相 原 浩 子 君
長寿支援課課長補佐	橋 崎 智 広 君

教育委員会部局

教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝 君
-----------------	-----------

事務局長兼学校教育環境整備室長

佐 藤 功太郎 君

学校教育環境整備係長

鎌 田 拓 也 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

伊 藤 博 人 君

事 務 局 次 長

佐 藤 俊 幸 君

議事日程

令和6年11月21日（木曜日） 午後1時28分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) ねたきり老人等介護慰労金支給事業の廃止について

2) 美里町国民健康保険の運営について

3) 倒木事故に係る補償について

4) 美里町新中学校整備について

第4 その他

第5 閉 会

午後１時２８分 開会

○議長（鈴木宏通君） 皆様、本日、全員協議会議、これから始めたいと思います。

まずもって、火曜日に行われました大崎広域の研修会に皆様が参加していただきまして、誠にありがとうございました。藻谷先生の講演もなかなか、皆さんを飽きさせずいろいろと、すばらしい話術だなと思いつながら感心して聞いておりましたし、今回皆様にも、大崎で行われる様々な事業展開においてこれから予定される斎場、そして最終処分場の計画などについても皆様にお知らせを行いました。今後、皆様にとっても様々な事業がありますが、大いに大崎広域の事業についても関心を持っていただいて、地域の住民の安心・安全につながるような事業計画を、ぜひ今後とも理解と御協力をお願いを申し上げたいと思います。

本日、４件につきまして、執行部のほうから御説明ありますので、質疑等は１つずつ行ってまいりますので、数多い方は順次私のほうに手を挙げて質疑を繰り返していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） どうも、皆様、こんにちは。

本日は、議長のお取り計らいにより、大変お忙しい中、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。

また、先日の美里町表彰式に御出席をいただきましたことに、本当に感謝を申し上げます。議会では、赤坂議員が地方自治功労ということで、誠におめでとうございました。

また、今議長がお話ししたとおり、大崎地域の市町議員研修会・交流会でも皆さんに御出席を賜り、盛会に開催されましたこと、本当にうれしく思うところでございます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、１点目はねたきり老人等介護慰労金支給事業の廃止について、２点目は美里町国民健康保険の運営について、３点目は倒木事故に係る補償について、４点目は美里町新中学校整備についてであります。

初めに、１点目のねたきり老人等介護慰労金支給事業の廃止について御説明申し上げます。

ねたきり老人等介護慰労金支給事業につきましては、介護保険サービスの内容や量が十分整っていない時代背景の下で、住宅で要介護者を介護する家族を支援する目的で開催されました。しかし、介護保険サービスが充実した現在においては、介護を必要とする家族が介護保険サービスを利用することで、心身の負担の軽減を図ることができるようになってまいりました。こうしたことから、これまで行ってきたねたきり老人等介護慰労金支給事業については、今年度末で廃止したいと考えております。詳細につきましては、後ほど長寿支援課長から御説明申し

上げます。

次に、2点目の美里町国民健康保険の運営について御説明申し上げます。

美里町国民健康保険の運営につきましては、毎年、被保険者数が減少している一方で、被保険者1人当たりの医療費は増加しております。また、歳入の不足分を財政調整基金から補填しているため、基金の残高も年々減少してきております。こうした状況の中で、今後においては、国民健康保険事業の健全な運営を継続するためには、美里町国民健康保険税の見直しが必要であると考えております。本日は、その内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の倒木事故に係る補償について御説明申し上げます。

令和6年2月に、小島共葬墓地の敷地内にある町有林が倒木し、敷地内の灯籠3基を破損させてしまいました。破損した灯籠の修繕については、町が補償しなければならないと考えております。本日は、その内容と今後の対応について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

最後に、4点目の美里町新中学校整備について御説明申し上げます。

新中学校の整備につきましては、来年1月の開校に向けて、予定どおり建設工事が進んでおります。本日は、建設工事の進捗状況について、また、小牛田中学校と不動堂中学校の解体・撤去工事について、その内容を御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど教育委員会事務局長、また企画財政課長から御説明申し上げます。

議員の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

なお、傍聴、録音の申出がありましたので、これを許可しておりますことをお伝えします。

それでは、早速、説明及び意見を求める事項に入りたいと思います。

1) ねたきり老人等介護慰労金支給事業の廃止に入ります。

それでは、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。

1点目のねたきり老人等介護慰労金支給事業の廃止について、説明員を紹介させていただきます。

長寿支援課課長、相原浩子でございます。

○長寿支援課長（相原浩子君） よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく長寿支援課課長補佐の橋崎智広でございます。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） 橋崎です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をお願いいたします。長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） お疲れさまでございます。

それでは、ねたきり老人等介護慰労金支給事業の廃止につきまして、御説明申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 着座にて説明してください。

○長寿支援課長（相原浩子君） はい、失礼いたします。

合併からこれまで、ねたきり老人等介護慰労金支給事業を長寿支援課のほうで実施をしてまいりました。しかし、この事業につきましては、令和2年度以降、実績がない状態で経過しており、今年度も現在のところ実績はありません。事業内容、継続について検討してまいりましたが、今年度末で事業を廃止したいと考えております。

この内容の詳細につきまして、担当の課長補佐の橋崎から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） じゃ、課長補佐、橋崎課長補佐。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） では、私のほうから、この事業の廃止について説明させていただきます。

事前にお配りした資料、タイトルが、ねたきり老人等介護慰労金支給事業の廃止についてという1枚物になります。こちらを御覧ください。

大きな1番目になります。廃止に至る経過です。

この事業は、在宅で要介護者を介護する家族を支援する目的で制定されました。先ほど、町長のほうからもお話がありましてとおり、平成12年に介護保険法が制定された当初も介護保険サービスの内容や量は十分ではなく、家族が介護の大部分を担い続けていたことから、当事業を実施してきた背景がございます。

介護保険制度開始から20年以上が経過し、介護サービス等が充実した環境になり、必要に応じて、本人の心身の状況に応じたサービスを利用できるようになりました。一人暮らし世帯の増加や世帯員の減少等もあり、介護サービス等を利用し要介護者の介護をしながら就労を継続する人もいる社会となりました。今後は、適切に介護サービス等を利用することで要介護者も介護者も心身の負担を軽減させながら、生活が送れるように支援を進めていくことが、町が実施すべきことと考え、本事業を廃止したいと考えてございます。

大きな2番目になります。ねたきり老人等介護慰労金支給事業の概要についてでございます。

概要でございますが、非課税世帯であり、在宅で寝たきりの要介護者と同居しながら常時介護をし、過去1年間、居宅サービスの利用日数の合計が10日以内である介護者に対し、月額2,000円の介護慰労金を支給するものとなっております。

大きな3番目、現状と課題でございます。

(1) 令和2年度から支給実績がなく、令和6年度も令和6年10月末時点で支給実績は現在のところございません。

(2) 介護保険制度が平成12年に開始され20年以上が経過し、介護サービス等が充実した環境になり、必要に応じて、本人の心身の状況に応じたサービスを利用できるようになりました。

(3) 一人暮らし世帯の増加や世帯員の減少等もあり、介護サービス等を利用し要介護者の介護をしながら就労を継続する人もいる社会となりました。

大きな4番目、事業実績になります。

先ほど、現状と課題のほうでもお話しさせていただきましたが、慰労金支給件数につきましては、令和2年度から令和5年度まではございません。令和2年度以降、支給実績のほうはないということになってございます。

大きな5番目、近隣自治体の実施状況になります。

自治体名のほうが、大崎市から加美町、4市町載ってございますが、大崎市につきましては、令和5年度に事業のほうを廃止してございます。平成26年度からは支給実績のほうがないということでございます。涌谷町、色麻町につきましては、実施のほうをしてございません。加美町でございますが、条例を制定し、実施してはおりますが、過去数年、支給実績がない状況でございます。

最後に、大きな6番目になります。

今後のスケジュールといたしまして、令和6年12月、議会12月会議に美里町ねたきり老人等介護慰労金支給条例を廃止する条例案を上程させていただきたいと思っております。令和7年3月に条例の廃止ということで、今後のスケジュール、進めさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。副議長。

○副議長（村松秀雄君） 条例どうのこうの、云々の前にですね、この実績が令和2年度からぜ

ロでございます。これはなぜゼロなのか、その原因の把握はされていますか。（「分科会で聞いているんですね」の声あり）実績ゼロの原因です。（「分科会で聞いた、それだけでしょ」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

令和２年度にですが、実はこちらの事業ですが、地域支援事業交付金という交付金を活用した、財源を活用した事業となっております、そちらの事業要綱の改正がありまして、今、町で制定しているような定義、支給要件という内容の方にこちらの事業を実施することということで事業の改正がありました。そのときに、同じく条例も改正させていただいております。

こちらの今の、こちらのというか、今の条例にある定義、あと支給要件に見合う方については、今現在、課で保有しています介護保険システムで確認できる範囲では、その介護サービスを利用していない方という方がいらっしゃるんですけども、いらっしゃるんですが、現状、そこを確認しますと、ほとんどの方が入院という形で、在宅にはいらっしゃらないという方が、私たちが今確認できる範囲ではそのような状況となっております。ですので、原因というところよりも、この条例の定義、交付金を使える定義というところに関しては、該当となる方は、現在、美里町にはいないものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 村松副議長。

○副議長（村松秀雄君） はい、分かりました。対象者がね、その条例に合う対象者がいないと。今後、当然、今後もないという判断に至ったわけですね。

○議長（鈴木宏通君） 相原課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） はい、そのように考えております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。ないですか。（「はい」の声あり）

以上で、まず、ねたきり老人等の介護慰労金支給事業の廃止については終わります。

では、説明員の交代をお願いいたします。

始めてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、２）番の美里町国民健康保険の運営についてを議題といたします。

では、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、説明員を紹介させていただきます。

町民生活課課長の阿部伸二でございます。

○町民生活課長（阿部伸二君） よろしく願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく町民生活課主幹兼国保年金係長の堀田修一でございます。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） 堀田です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、税務課課長の門間裕匡でございます。

○税務課長（門間裕匡君） 門間です。よろしく願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく税務課主幹兼国民健康保険税係長の早坂晴美でございます。

○税務課主幹兼国民健康保険税係長（早坂晴美君） 早坂です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） では、早速説明をお願いをいたします。阿部課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 町民生活課の阿部と申します。本日は、議会全員協議会を開催していただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、国民健康保険事業の状況につきまして御説明させていただきますが、国保事業につきましては、被保険者数の減少に伴い、保険税の収納額が減少する一方、医療技術の向上により保険給付費が年々増加しており、歳入の不足分を補填している財政調整基金の基金残高が減少している状況でございます。

今後、国民健康保険の安定的な運営を行うため、保険税率等の見直しが必要と考えることから、保険税率等の改正を考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 課長、着座にて説明をお願いいたします。

○町民生活課長（阿部伸二君） はい、すみません。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の各区分での令和6年度標準保険税率との乖離を解消するよう、所得割率及び均等割額、平等割額を見直し、令和12年度の県内保険税水準の統一化に向けて、保険税が急激に増加しないよう、標準保険税率に合わせていくものとなっております。

資料を基に、詳細説明を町民生活課の堀田主幹兼係長よりさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） では、説明させていただきたいと思います。

美里町国民健康保険の運営について御説明申し上げます。

内容につきましては、美里町国民健康保険事業の状況及び保険税率の改正案についてでございます。

それでは、1 ページを御覧ください。

1 の被保険者数及び世帯数の状況について御説明いたします。

被保険者数及び世帯数は、毎年減少傾向にあり、令和 6 年度推計では被保険者数が4,841人、世帯数が3,202世帯を見込んでおります。令和 3 年度から令和 6 年度にかけて大きく被保険者数が減少している要因といたしまして、団塊世代が国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行していることが挙げられます。令和 7 年度以降は、これまでと比較すると穏やかに被保険者数及び世帯数が減少するものと思われませんが、被保険者数の増加については見込まれないものと考えております。

続きまして、2 の決算状況について御説明申し上げます。

こちらの表につきましては、各年度の決算額を基に作成しております。

表のうち保険税を御覧ください。歳入合計のうち、国民健康保険税につきましては、コロナ前の平成30年度と令和 5 年度を比較すると約 1 億2,000万円減少しております。

続いて、うち保険給付費を御覧ください。1 の被保険者数及び世帯数の状況のグラフを確認しますと、被保険者数が平成30年度から令和 5 年度までに約700人減少しております。医療技術の向上に伴う高額化が理由となりますが、1 人当たりの保険給付費が増加していることから、保険給付費全体が増加しております。保険給付費の増加につきましては、今後も続くものと考えております。

続きまして、2 ページ目をお開きください。

1 人当たりの保険税と 1 人当たりの保険給付費の状況をグラフで示しております。1 人当たりの保険税は、平成30年度と比較して全ての年度で減少しています。その一方、保険給付費は令和 2 年度より増加している状況です。令和 2 年度から令和 5 年度までは、新型コロナウイルス感染症対策・物価高騰対策の保険税率の特例軽減を行っておりましたので、1 人当たりの保険税が平成30年及び令和元年度と比較し大幅に減少しています。1 人当たりの保険税及び保険給付費の乖離が大きくなっており、この結果から、令和 4 年度以降におきましては単年度収支が約 1 億円赤字を計上しております。この補填としまして、財政調整基金を活用している状況でございます。

続きまして、3 の財政調整基金の残高状況について御説明申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、財政調整基金につきましては、平成30年度から令和 5 年度までに単年度収支の補填として活用した結果、約 3 億9,833万円活用しております。令和 6 年度の末残高といたしましては、3 億6,485万円と見込んでおります。

これまでのお話からも分かるように、今後の国民健康保険の運営につきまして、被保険者数の減少及び保険給付費の増大、それに伴う財政赤字の補填とするための財政基金が、減少が見込まれております。

それをグラフ化したものが資料の2となっております。資料の2の国保財源についての現状というのを御覧ください。3枚目になっていきます。

歳入を御覧ください。令和9年度までの推計をグラフ化したものになります。このグラフから分かるように、令和8年度には基金残高がゼロ、4,300万円の赤字となって、当初予算を組むことができなくなると想定しております。

このことから、令和5年度、今後の国保運営を継続していくために各関係課と協議をいたしまして、歳出予算の削減に努めてまいりました。しかし、保険給付費や事業納付金といった町側の努力では大幅な削減は難しい歳出の増大により、今後の国民健康保険運営の継続をしていくためには保険税率の改正に踏み切らなければならない状況となったことから、今回、令和5年度より、国民健康保険運営協議会の皆さんにも御意見をいただきまして、保険税率の改正案を作成いたしました。

ここからは、保険税率の案の見直しについての御説明を申し上げます。

資料1に戻っていただきまして、3ページ、4、過去の保険税率等の改正状況を御覧ください。

改正につきましては、平成30年度に制度改革が行われまして、保険税率の改正を行っております。令和2年度から令和5年度に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策のため、医療分均等割の特例軽減を行っております。令和6年度には、新型コロナウイルス感染症が収束に向かったため、医療分均等割額の特例軽減を終了しております。

続きまして、5の保険税率等の改正（案）について御説明いたします。

資料、ちょっと行ったり来たりになってしまうんですけども、資料の2の先ほど見ていただいた国保財源の現状についてを御覧いただきたいと思います。

令和7年度繰越し金額である2億円を賄う改正案と、宮城県が示している事業納付金を納めるために必要な市町村標準保険料率を参考にいたしまして、この改正案の2つを国保の運営協議会のほうに改正案として町から諮問しておりました。その結果、2億円を賄う改正案、改正した場合、保険税の納付が急騰、すごく高くなってしまい、町民の生活に大きな影響が出るという意見が多く出されました。それで、県が示している市町村標準保険料率を参考に作成した改正案を採用することになりました。その市町村標準保険料率を採用したものが、資料1、3

ページの先ほどの５の保険税率等の改正（案）の案となっております。

この改正案を用いた見込みが、先ほど説明しました資料２の裏側を見ていただきたいんですが、国保財源についての改正後となっております。

歳入の令和７年度を御覧ください。不足分の２億円には届きませんが、税率等を改正する前と比べ約１億１,３００万円の税収の確保と、財政調整繰入金額４,１００万円程度となっております。また、低所得者の軽減分といたしまして、国から交付される交付金４,６００万円の増額のほうも見込んでおります。基金残高につきましては、約３億２,３００万円となる見込みとなっております。ですので、改正する前は２億円をどうしたらいいのかという話にはなるんですが、あまりにもその税率にしまうと急激で皆さんが大変だということで、この金額といたしました。

それでは、もう一度、資料１の３ページのほうに戻っていただきたいと思います。

表の現行税率等と改正（案）を御覧ください。この保険税は、被保険者の所得に応じて賦課される所得割と、被保険者全員が等しく負担する均等割、世帯が負担する平等割がございます。

最初に、所得割について御説明いたします。まず、医療分はこれまでの７％から８％に、後期分につきましては２.６％から３.１％に、介護分につきましては２.２０％から２.５％に。続きまして、均等割につきましては、医療分につきましては２万２,０００円から３万４,０００円に、後期分につきましては７,０００円から１万３,０００円に、介護分につきましては９,０００円から１万３,０００円に。最後に、平等割につきましては、医療分につきましては２万円から２万３,０００円に、後期分につきましては７,０００円から９,０００円に、介護分につきましては６,０００円から７,０００円に引き上げを行いたいと考えております。

町といたしましても、今後、コロナ禍のような事態に陥る場合もございますので、あくまでもこの改正後の財政見込みで乗り切れるかどうかは不安ではあるんですが、しかし、国保の運営協議会の委員の皆さんから意見いただいたとおり、町民の負担が大きくなり過ぎるという懸念がございましたので、今回、この最低限のですね、国保の運営を継続できる今回の改正案を作成した次第でございます。

続きまして、税務課のほうから、この税率改正に伴うモデル世帯について、どれぐらいこれの改正によって世帯が上がるのかということを御説明したいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 早坂係長。

○税務課主幹兼国民健康保険税係長（早坂晴美君） 税務課、早坂でございます。

では、今、町民生活課の堀田がお話ししたとおり、資料１の３ページの５、保険税率等改正

(案)、現行税率と、ピンクで改正(案)ということで、それぞれの税率、均等割、平等割額、示してございますが、それに基づきまして実際の税額が改正前と改正後でどのように増額になるかちょっと見込みで試算してみましたので、その結果を、口頭ではありますが御報告させていただきます。

国民健康保険税は、お分かりのとおり、法定軽減、低所得者軽減の制度を持ってございまして、一つは7割軽減、もう一つが5割軽減と、2割軽減と軽減なしと4種類ございましたので、それぞれに基づいて見込みで計算をしてみました。

まず、軽減がかからない世帯について申し上げます。その世帯は、夫と子供2人、18歳以上の子供が2人、合計で3人国民健康保険に加入している世帯で、その夫については給与収入が463万4,000円、所得にいたしますと326万5,600円。子供2人、18歳以上につきましては所得はございません。ちなみに、妻は社会保険に加入しているという想定で計算いたしました。そうしますと、改正前の1年間の国民健康保険税額は年間で3人で46万3,400円でございます。こちらが税率等改正いたしますと年間57万8,500円、差し引きますと年間で11万5,100円の増額になる見込みと出ました。

次に、2割軽減についてです。こちらにつきましては、夫、妻、子供、子供については未就学児を想定して計算いたしました。夫については、給与収入264万円、所得にいたしますと176万8,000円、妻につきましては収入がないという状態で計算いたしました。そうしますと、現行税率、改正前、1年間で19万6,300円が年税額でございます。こちら、改正いたしますと24万9,200円になりまして、年間で5万2,900円の増額になる見込みと出ました。

続きまして、5割軽減、こちらにつきましては夫婦2人、年金収入だけの世帯で計算をしてみました。夫につきましては、年金収入209万1,100円、所得にいたしますと99万1,100円、妻につきましては、年金収入57万700円、所得にいたしますとゼロ円になります。こちら、現行税率で計算いたしますと1年間で10万3,700円の年税額となりました。改正いたしますと13万5,100円になりまして、年間で3万1,400円の増額になる見込みと出ました。

最後に、7割軽減の世帯です。こちらも夫婦2人、年金収入の場合で計算してございます。夫、年金収入が156万3,700円、所得にいたしますと46万3,700円となります。妻につきましては、年金収入74万8,600円、所得にいたしますとゼロ円になります。こちら、現行税率で計算いたしますと年税額が2万8,600円となりますが、改正いたしますと4万1,500円、差し引きますと1万2,900円の増額となる見込みと出ましたのでお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君）　ありがとうございます。

　ただいま説明をいただきました。皆様のほうから質問、意見、柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　詳しい説明ありがとうございました。大変、計算するのもなかなかですね、気持ち的にも苦しい計算だったと思います。各負担が大分増えているということで、私たちもため息をつきながら聞いていたところでございます。

　まず、1点確認したいんですけれども、我が町のほうでは、子ども医療費の助成制度ございますが、そちらのほうでコロナウイルス以降、感染症の流行による医療費の負担額が約1.5倍になっています。それ、5年度だけでなんですね。そういう医療費の増額が令和5年の途中から始まっているはずなんです。それで、今回のこの試算の中で、令和6年度の医療費の部分について、その増額分をどのように見たのか、そこをまず説明をお願いしたいと思います。

（「ただいまの御質問に……」の声あり）

○議長（鈴木宏通君）　挙手をもって、手を……、はい、堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

　未就学児の部分ですけれども、そちらの部分として医療費がどれぐらいかかったかというのは、国保のほうでは全体的な医療費の推移の部分しか、正直、把握はしていないんですね。今、議員さんのほうから、その乳幼児の部分が大きく……（「占めているということですよ、子ども医療費がね」の声あり）子供の医療費のほうが大きく占めているということになります。

　ただ、今、6年度の部分の全体として私のほうから御説明申し上げることにはなるんですけれども、やはり町、医療も、先ほど私のほうからも説明したとおりに、医療費が上がっています。大分上がっています。あと、薬剤、薬のほうも上がっている状況、これは物価高騰につながってくる部分もあるのかなとは私のほうでは思っているんですけれども、やはりその部分がそちらのほうに影響している部分と考えておりますので、やはり今議員さんがおっしゃったとおり、その子供の部分も多少ですね、多少というか、その部分が大きく増えてきているのかなと思っております。（「この中にそれは入っているの」の声あり）入っております。

○議長（鈴木宏通君）　柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　なかなか試算、難しいところだと思いますけれども、数字で追っていくしかないのかなと私も思うところです。

　ただですね、先ほど、最終的にどれぐらいの増額になるのかという具体的な数字をいただきました。差額でいうと、一番低い人から高い人までいろいろありますけれども、1万3,000円前後から11万5,000円前後まで上がるということなんですけれども、今、世の中が大分激変の時代

で、物価高騰だったり価格が安定しない状況にあります。それで、給料のほうは上昇が全然ついてこない状況で、住民の方たちは今一番苦しい時期だと思うんですよ。この人たちの収入が上がるまでは大変、本当、この状況は続くのかなと思っております。

そういった中ですね、ぎりぎりの状況でやっている方々に年間これだけの金額をさらに負担してくれと。やっぱり酷だと思うんですよ。特に、ここ、今年、一番激変しているのかなとなおさら感じていますので、もう少しこれを据え置いて、まだ財源枯渇した状況になっているわけじゃないんで、1年だったり置いて、それをほかの部分で補填するような形で何とか、負担しても広さがない数字で皆さんに負担をお願いすることができるのかなと思うんですけれども、そういった考えはなかったでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） お答えいたします。

先ほど、2案と申し上げましたけれども、そのほかに平成29年度税率にですね……、資料1の3ページの4の過去の改正事業ということで、平成29年度、要するにコロナ前の水準でも試算はしてみました。どれぐらいになったかということ、大体5,000万円弱ぐらいという形にはなるんですけれども、それと先ほど言ったマックスの2億円を集めるにはどうしたらいいかの税率と、もう一つは県のほうで示している標準保険料率というのがあるんですけれども、まず、県で示している標準保険料率というのは何なのかという部分にはちょっとつながってくる話だとは思いますが、要するに、今、国保のほうの財布というのは県が持っておりまして、県のほうに入ってくる財源というのは、まず国からの交付金が入ってきます。その残りで足りないものを各市町村から納付金を集めて案分しているという状況となっております。

それで、資料の先ほどの財源の状況のほうにもあるんですけれども、どうにもならない県の納付金というのが、額のほうが、今要するに医療費が上がってきているというのに比例しまして、要するに収入、税収よりも多くなっている。この部分はどうしても、もう各市町村に割り当てられた納付金となりますので、この分を減らすということは不可能でありまして、町としては医療費をかからないようにするかという努力を今している最中ではあるんですけれども、なかなか先ほど話したように落ち着いていかないと。

という中での、ちょっと見込みを立てた結果ですね、やはり先ほど言った県の標準保険料率に基づくですね、今後、先ほど課長のほうもちょっとお話ししたんですけれども、これから県の統一化に向けて、税率のですね、その部分でどうしても標準保険料率を基にこれから見直しを図っていく時期が来る、まだ決まってはいないんですけれども、今の予定では令和12年度と

いう形になっていますけれども、それを見込んでも、その基金を使いながら徐々に上げていくという形を取っていきたいと思いますので、仮に今、その一番、まだ基金があるからこの金額にしたらいんじゃないかとなると、今度はそのしわ寄せが、統一化に向けて急激に上がってしまうという部分がございますので、今回、統一化に向けた段階を一つ、その税率の改定の部分に考えを入れまして、負担、少し増にはなるんですけれども、そのぎりぎりのところで今回試算させていただいた結果でございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○５番（柳田政喜君） じゃ、ぎりぎり、これは仕方ないということなんですね。

先ほど説明の中でありましたけれども、医療費の削減のために町でもいろいろ取り組んでいるという話はお聞きしましたがけれども、前々から分科会のほうでもいろいろお話しさせてもらっていますけれども、この健康保険税の値上がりについて、各町村は既にもうとっくに対応して、大分減らしているところもあるわけですよ。そういった対応について、なかなかうちの町では、新たな事業をして、例えば子供の熱が出たから病院へ行くじゃなくて、きちんと相談に乗ってからやるという話もしているんですけれども、病院にかかる部分を減らしましょうと、それをみんなに危機感を持ってもらいましょうという話、前々から分科会でしていますよね、それも全然進んでいるように見えないんですよ。

やはりもうちょっとその辺、てこ入れも考えた上で、少しでもそういう部分で、町の努力でそういう部分を、減らせる部分を計算に入れてまでも、少しでもいいから抑えられるという努力を考えることはできませんかね。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） 議員のおっしゃったとおり、分科会等でもいろいろと御指摘はいただいておりますので、今後、策はいろいろとはしていますけれども、より強く取り組んでいきたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。鈴木恵悦議員。

○９番（鈴木恵悦君） 冒頭で、被保険者数の減少に伴いという説明がございまして、いわゆる町の人口は減少傾向にあるわけなんですね。このような文言で理解しますと、今後も被保険者数は減少するということで、さらにまた何年後かに改正という形になるのかなという不安を持ってしまうんですが、その辺はどう考えていらっしゃるか。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） 県から示されている標準保険料率を参考に、

今後も検討していきたいと思っております。それで、後期高齢制度の保険料につきましては、2年に1度改定しているということもございますし、国保につきましても、標準保険料率、それを参考に、どの程度納付金を納めるために税金が必要なのかというのを見まして、検討していければなと思っております。

ですので、何年後という部分では、あくまでも標準保険料率を基に、うちの町では医療状況がどういうふうに変化しているのか、あとは被保険者の所得状況はどうなのかというところを見て判断してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） それから、標準保険料率を参酌してということなんですけれども、県の指導なりもあることで、他市町村ですね、比較、これ、一概に比較というのはどうかというところもあるんでしょうけれども、その辺の調査はやられたんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） うちの町でも、この標準保険料率を採用したのは、もう各県のホームページにも載ってまして、全ての市町村のものが確認できます。ですので、うちの町のほうでも、どれぐらい変わってくるのかという部分で、水準ですね、その部分は把握しております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） そのことで、美里町の位置づけといいますか、特段他市町村と比べて高いとか、標準だとか、その辺はどういうものなんですかね。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） 今現在の標準保険料率につきましては、真ん中ぐらいと考えております。ただ、今回、税率改正によっては高い、今35市町村ある中であると思うんですけれども、上位のほうに位置づけられてくるのかなと思っております。

ただ、先ほど言ったように、やはりほかの市町村にも話を聞いてみますと、標準保険料率にですね、それに合わせたいという部分があるみたいなんです。ただ、要するに12年度の統一化に向けて、あまりにも標準保険料率と乖離がするのであれば保険税を急激に上げる部分もあるし、それよりも低いのであれば下がる部分もある。うちの町もそうですけれども、財政調整基金というのはうちの町以外にもありまして、結構あるところは、逆に言ったら税率を下げられない、要するに標準保険料率を基に算定したいんですけども、なかなか、基金が大きいためにそれを使ったらいいんじゃないかということで増税できないということもありますし、逆に

うちの町みたく基金のほうがもう減ってきているという部分で、本来、標準保険料率に合わせなくてはならないんだけど、今までは基金、基金ということでその場その場でつないできたものがなかなか太刀打ちできなくなってきたという部分がございますので、やはり県の標準保険料率に合わせていくような形、それでも足りない部分というのが今回あるんでございますけれども、そこは基金を利用しながら安定的な運営を図っていければなと思っております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） もう1点だけお願いします。

例を示されて、6番目ですか、法定軽減世帯の中での夫婦とか人数とか示されて幾らだという説明あったんですが、その中で、軽減なしのパーセントが43%、一番多いところなんです、それが説明ですと46万3,000円が57万8,000円、10万円以上、率にして30%近く上がるわけですね。これだとやっぱり驚く町民もいると思うんですが、その町民への説明とかというのはこういう場合は必要なんですか。普通だと、水道料金だと公聴会とかってあるんだけど、どうなんですか。それから、条例のスケジュールですね、今後のスケジュール、どうあるか、ちょっとその辺も含めてお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） お答えいたします。

町民の皆さんには、理解が深まるように、広報等、ホームページ等に掲載して、その都度、課税する前に何回かお知らせしたいと思っております。（「今後のスケジュール」の声あり）

今後のスケジュールにつきましては、12月議会に、この条例案のほう、税務条例のほうの一部改正を提出予定となっております。そして、7年度の4月1日施行と。（「施行と」の声あり）はい、となっております。（「施行日は4月1日ね」の声あり）はい。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 1点お伺いします。

資料3ページの5の保険税率等改正（案）のところなんですけれども、こちらのほう、最低限の運営ができるようというところで、運営協議会に町より諮問したというお話でした。そのあたりを時系列で、いつ、どのようにして、いつというか、例えば今年度の何月何日行われたとか、そういったところをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課主幹兼国保年金係長（堀田修一君） こちらの協議につきましては、もう昨年度か

ら始まっておりまして、1年前に運営協議会のほうでも御説明させていただきました。

それで、見直しの審議につきましては、今年度に入ってからなんですけれども、5月23日に保険税の在り方の検討という形で審議しております。この場合は在り方でしたけれども、2回目の8月22日につきましては、もう具体的に保険税の見直しの検討を行っております。

続きまして、9月の29日、こちらにつきましては、先ほど2案御説明あげたんですけれども、保険税率のその2案を基に、標準保険料率に基づいて行ったほうがいいのかということと意見をいただいております。なおさらあと、基金の残高の部分を心配するという声も委員さんから見られましたので、それを調整しまして、先ほど言ったぎりぎりの調整をさせていただいたということです。

あと最後に、11月14日にも、こちらは条例の一部改正案という形で審議しております。

以上となります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「ありません」の声あり）

今、堀田係長より、今回12月会議にてこの条例案を提出ということですので、その時点で再度、皆様からの御質疑をいただきたいと思いますが、これで終了させていただいてよろしいですか。（「はい」の声あり）

はい、以上とさせていただきます。

2）番の美里町国民健康保険の運営につきましてをこれにて終了させていただきます。

説明員の方々、ありがとうございました。税務課の方々が抜けるだけでいいのかな。（「はい」の声あり）

それで、一応、約1時間過ぎたので、ここで一回休憩を取らせていただいて、暫時、この時計でいきますかね、どうしますかね、ちょっと……。 （「その時計進んでいるんだ」の声あり） ちょっと、5分進んでいるんだけれども……。10分の休みですか。（「はい」の声あり）

では、40分再開で、この時計で。

午後2時27分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは、再開いたします。

これより、3）番の倒木事故に係る補償についてを始めたいと思います。

では、総務課長。（「いい」の声あり）いいですか。（「はい」の声あり）阿部課長ということで、報告して、では、町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） それでは、引き続き、資料に基づきまして、倒木事故に係る補償について御説明申し上げます。

1、経緯でございます。

令和6年2月13日に、小島行政区にお住まいの住民より、「小島共葬墓地内で木が倒れて、お墓に覆いかぶさっている」との報告を受け、職員が現場確認したところ、墓地敷地内へ町所有のモミの木が倒れていることを確認いたしました。

令和6年3月4日に、町が委託した業者によりモミの木の撤去を実施したところ、その倒木の下敷きになるような形で、灯籠3基が破損しておりました。

町では、灯籠の所有者2名の方に対し謝罪をするとともに、それぞれで業者に修繕を依頼していただくようお願いをし、その後、令和6年9月16日に、灯籠3基の修繕が全て終了したとの報告が所有者の方からございました。

今後の対応でございますが、今回の事故につきましては、小島共葬墓地の敷地内のモミの木が老朽化したことにより倒れたことによるものでございます。その原因は、モミの木を管理する町にあり、破損した灯籠3基の修繕費、計25万円を町が所有者に対し全額補償する予定としているものでございます。

以上、倒木事故に係る補償につきまして、御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明いただきました。では、意見、質問等、伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 4点お伺いします。

まず1点目として、まず、所有者2名に対して謝罪をし、とあります。どのような対応をされたのか、お伺いします。

○議長（鈴木宏通君） 阿部課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） こちら、2月13日に木の倒木の報告があったタイミングで、まず現場を確認させていただいて、撤去の段取りをこちらで、まず庁舎内で協議させていただきました。所有者がもちろんその当日は現場では分からなかったものですから、いろいろ行政区長さんでしたり地域の方からお話を聞いて、この方ですよ、あの方ですよというのを御紹介していただきながら、倒木によりこういった石灯籠ですね、破損したことについて、担当職員及び担当課で職員が出向きまして、現場で謝罪をさせていただいたという内容でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） こちらのほうなんですけれども、通常の管理状況というのはどのように

行われていたのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） こちら、通常の管理等というところだと、町の財産ということで町で、倒木等、あまりにも木が伸びた場合でしたりとか枝が邪魔になっているという部分については、地域の墓地の管理者とともに、ほかの共葬墓地もそうなんですけれども、枝払いでしたりとかという通常の管理はしてございます。ただ、今回倒れた木、かなりの大きい木でございまして、これが倒れることの予見というのがなかなか難しい状況でございました。

結果的には、こういった形で、人がいなくて幸いだったというところもあるんですが、木が老朽化により倒れてしまったという状況で、特に町で定期的に監視をしているとかそういったものはしてございませんが、地域の、ここですと墓地の管理者の方に、定期的に清掃でしたり、あとお彼岸、お盆の節目節目に見ていただいているという程度の管理でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 3つ目として、修繕費が総額25万円になっています。こちらのほうは撤去費用も含まれているのか伺います。初めにもう撤去してからの修繕という形なのか、これは別なのか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） こちら、25万円の料金につきましては、全て、撤去、修繕、設置込み、全て込みの値段で25万円となっております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 最後になります。これから、その後ですね、安全対策は必要な状態にあるのか伺います。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 今回のこの倒木事故に関して、今年、年度初めから、私も小島のこちらの共葬墓地のほうに何回か足を運ばせていただいて、状況のほうは確認しております。ただ、今後もしかしたら、結構な古い小高い山でございまして、今後もその管理状況によっては、かなり老木もやはり見るとあるものですから、こういったことが起きないように町のほうでもある程度監視の目を強くするとともに、何か予測されるようなものがあれば事前に対応はさせていただきたいというふうに考えてございます。

特に、地域、あそこの小島も、こちらの共葬墓地の周りに家が張りついている状況で、かなり地域の方々の声というのは、率直に耳を傾けながら、それを第一報にある程度対応という形

になろうかと思います。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかに。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 人の被害がなかったということは幸いだったと思いますが、ただ、2月から9月まで、完全に修理をしたという報告あるまでに7か月かかっていますね。それで、8月はお盆でお墓参りもあったと思うんですけども、9月の16日に全て完了。なぜ7か月もかかったのか、もう少し、もう少し短い期間で終了することができなかったのか、何かその要因があったのか、その辺ちょっとお話してください。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） こちら、期間の部分のお話でございますが、まず、倒木の撤去につきましては、3月4日に全て木の撤去は終えてございます。

下敷きになって、こちら、写真でもちょっと、4枚載せておりますが、石灯籠の修理がこの所有者の方の御都合、あと石屋さんの御都合で9月まで日数を要したというような状況でございまして、まず町のほうでというよりは、こちらの所有者の、農繁期はかなり忙しい所有者の方でしたので、ある程度農作業一段落ついてからのというタイミングだったのかなとこちらでは考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） ということは、業者さんに依頼したのは町のほうじゃなくて、所有者の方が業者さんに依頼したということですね。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） はい、そのとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） 以上ですか。（「はい、以上です」の声あり）

ほかに。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） まずもって、先ほど同僚議員のほうから質問があって、どのように通常管理をしていたのかという話がございました。その回答を聞いてやっぱりなと思ったんですけども、町の共葬墓地の管理方法が、その墓地ごとに全然違ってきますよね。統一されていない、料金も統一されていない、そういう状況がずっとあって、分科会で常に指摘してきている状況でございます。

そういった中、こういうのを定期的に、そういう危険を察知するための巡視というものがされていなかった。管理者の方にただ見てもらっているという状況ですね。それ自体がまずもって、今回は本当の、先ほど同僚議員からありましたけれども、けががなくてよかったで

すけれども、あったらもっと大変なことになりますよね。だから、町として、きちっとした責任の下に管理しないということになるというのを考えていなかったんですかね。どうでしょう。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 今、議員さんのほうから御指摘のあった部分、まず定期的な点検等ですね、実際行っていなかったという町側の反省点というのは確かにあることだと思います。

まず、今後ですね、町内、共葬墓地と言われる墓地が16か所ございます。こちら、町が経営者になって、それぞれに管理者をお願いして管理をしていただいているという状況ではあります。なおさらですね、今後このようなことがないように、町のほうでも定期的な見回りでしたり、そういったものは実施させていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） とにかくこういう危険なこともございますし、あと共葬墓地自体に、もう古くなって使えない建物だったり、古くなって使えないトイレとかが放置されているところもあるんですね。そういうのもいつまでほっとくんだやって思っている人が多いと思いますよ。きちっとそういうのは、全ての墓地において町が責任を持って、負担をしていただけない部分はきちっとしてもらった上で、安全管理をしながらきちっと共通の管理をしていただきたいと思います。その辺をぜひ進めていっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） はい、その辺ですね、今いただいた内容をしっかり受け止めて進めてまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。藤田議員。

○7番（藤田洋一君） あの木、あそこは私もたまたま通って歩って、薄暗い歩道、道路が脇にありまして、民家もあります。それで、その中で1本の木が倒れたということであるんですけれども、それ以外に危ないかと予想されるような、見て点検されていると思うんですけれども、かなり木が茂っているんですね、古木、古いやつね。これから風だ何だとなるとこういうことはまた起きかねないと予想されますけれども、事前に町のほうで管理も含めて最初からもう倒してしまうとか、木をね、倒れそうになれば払ってしまうとか、そういう考えはあるのかどうか、地元の方々とも相談して。かなり暗く、道路も狭いところで暗くなって、水道局のあいっつあるんですね、そこに、玄関前に、そこに倒れていく可能性もあると思うんです。ですか

ら、危ないのはもう取っ払うと、取ってしまうということは考えはあるのかどうか。そのほうがむしろ心配ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） まず、危険な箇所等については、しっかりこちらでもチェックさせていただいて、もし例えば倒木の危険性のあるようなものは、早急に町のほうでも対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） いいですか。

鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 質問がちょっと重なるかもしれませんが、その原因についてですね。老朽化ということなんですけれども、写真を見るだけだとその辺がちょっと分かりづらいところがあるんですけれども、時期から、2月13日ということなので雪とか風雪、そういうことなんかもあったのかなと思うんですけれども、この老朽化って、一般的に何百年というふうなことをイメージするんですけれども、そういうものなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 木の老朽化という表現が、ちょっと今適切かどうかというところも一つあるんですけれども、まず、木が病気なのかもしれませんが、通常であれば倒れないということにはなるんでしょうけれども、今回は、議員おっしゃったとおり雪の重みでしたり、そういったものに耐えられず、今回このような形になったというところでございますので、老朽化が全ての原因とは町でも考えてございませんで、いろいろな要因がまず重なった状態での今回の木の倒木というふうに考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） もう1点だけ。公共施設で事故があった場合ですね、道路とか、あるいは建物なんかでもそうですよ、保険に入っているんですが、あれはどうなんですかね。人身事故的なものだけが該当で、こういうものは該当しない、あるいは保険に入っていないとか、対象外とか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） では、総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） お答えいたします。

こちらの補償につきましては、町で加入しております全国町村会の総合賠償補償保険により補填ができる内容となっております。

以上でございます。（「はい、了解です」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。

では、ほかに。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 地元関係者でしてね、この隣が私の墓地なんです。だから、幸い難逃してはいるんだけど、小島の墓地のある場所というのは、個人の所有地がほとんどを占めているんですよね。それで、ちょうど周りの部分が、ちょうど今回倒れたところが、全部崖崩れ防止工事をしたために、裏のほうに土も何もどんどんなくなっちゃっているから、ブロックで崖崩れ防止をやった箇所なので、多分、木も相当疲れていると思うんですよ、栄養も取れないというような状態だと。

まあ、そんなことで年数もたっているのと、結果的にはそういう環境の中だったので大風で倒れたということだと思うんですけども、それが、要は私、何が言いたいかというと、その個人の所有地と町の所有地の境界というやつを、ちょっと一度図面でも出してもらえればいいのかと思うんですよね。それは行政区長なんか分かっていますかね、その中身は。どこまでが個人で、どこまでが町なんだか分からない環境になっているので、今。それちょっと、即答で答えなくてもいいけれども、要望になるかと思うんですけどもね。

○議長（鈴木宏通君） 倒木に関わることの質疑ですので、その土地に関わる分は、後日、別に言っていただければいいかと思えますので。（「本人分かんねえんだ、どうしようもない」の声あり）

○1番（赤坂芳則君） いや、倒木もね、結構、だから……

○議長（鈴木宏通君） はい、分かりました、はい。

○1番（赤坂芳則君） 倒木については、相当まだあるはずですよ、倒れそうなのが。（「んだべ、俺、それも感じていた」の声あり）ええ。だから、その辺は、もう一回再点検してもらったほうがいいと思います。

○議長（鈴木宏通君） はい、要望で。では、町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 御意見ありがとうございます。なおさら、再点検、再々点検を実施させていただいて、安心・安全に管理のほうを進めてまいります。

○議長（鈴木宏通君） では、ほかに。以上でよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、3番目の倒木事故に係る補償についてをこれにて終了いたします。

では、説明員の方、ありがとうございました。

では、暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開いたします。

続きまして、4）番、美里町新中学校整備についてに入ります。

総務課長、説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、出席者、紹介させていただきます。

最初に、大友教育長でございます。

○教育長（大友義孝君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長の佐藤功太郎でございます。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく教育委員会学校教育環境整備係長の鎌田拓也でございます。

○教育委員会学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） 鎌田です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、企画財政課課長の小林誠樹でございます。

○企画財政課長（小林誠樹君） 小林です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく、企画財政課課長補佐兼財政係長の渡邊聡でございます。

○企画財政課課長補佐兼財政係長（渡邊 聡君） 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、早速説明のほど、お願いいたします。では、教育委員会事務局長。着座にて説明してください。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） じゃ、着座で失礼いたします。

皆様、大変お疲れさまでございます。このような場を、御説明の場をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、美里町新中学校整備について御説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、教育委員会のほうで作成したもの、裏表のものと、あと2色刷りになっておりますけれども、新中学校の整備事業の進捗状況について、写真等々つけてある資料と、あとはもう一つが企画財政課のほうで作成したものという、この3つを使って御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず初めに、美里町新中学校整備等事業の進捗状況についてということで、別紙１の資料を使って、鎌田係長から説明をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 鎌田係長。

○教育委員会学校教育環境整備係長（鎌田拓也君） それでは、私のほうから、新中学校の整備状況について、別紙１の資料に基づいて報告させていただきます。

まず、資料１ページ目に新中学校の全体配置図と10月28日時点の上空写真をお示ししております。工事の進捗率につきましては、10月末時点で72.5%となっており、工事は順調に進んでおります。また、施設の引渡し時期につきましては、令和７年２月末となっており、その後、３月に各種購入備品の搬入、既存中学校からの引っ越し作業等を進めることとしております。令和７年４月の開校まで、短い期間ではありますが、体制を整えていくこととしております。

次に、２ページ目以降につきましては、各フロア、１階から４階までのフロアと、一番最後には屋上の建設状況をお示ししております。こちらの写真につきましては、10月に撮影したものとなっており、校舎図面と併せてお示しさせていただいているものとなっております。

全体的に写真を見ていただくと分かるかと思うんですが、校舎及び屋内運動場につきましては、ほぼ外構のほうは完了しております、現在は内装の作業を進めている状況となっております。また、今後につきましては、校舎入り口のみさと広場やグラウンド等の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 続きまして、大きな２番目でございます。小牛田中学校と不動堂中学校（武道場を除く）の解体・撤去工事につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

令和６年５月22日に開催された全員協議会で、小牛田中学校と不動堂中学校（武道場を除く）でございますが、解体・撤去に伴いまして必要となるアスベスト調査を行った結果、アスベストの除去工事が必要になるということなどにつきまして御説明をさせていただいたところでございます。その際に、今後の対応として、工事内容、工事費用の精査を行い、詳細な検討を行う必要があります、この結果を令和６年12月までに行うということで御説明をさせていただいておりました。今回、対応すべき方向性をまとめましたので、それについて説明させていただきます。

まず、（１）工事内容・工事費用の精査ということで、これまで、教育委員会の教育総務課

学校教育環境整備室におきまして、美里町新中学校整備等事業を受注している宮城美里 P F I パートナース株式会社から提示された、アスベスト除去工事を含めた解体・撤去工事費の工事内容、工事費用を精査しまして、必要となる工事費を算出したところでございます。算出した工事費につきましては、約 6 億 2,000 万円ということになりまして、パートナーズから提示されている金額であります約 6 億 7,000 万円と比較しますと、約 5,000 万円が減額できるという結果となりました。

なお、この算出した工事費の 6 億 2,000 万円につきましては、設計額というか上限額ということで考えております。それで、今後、この工事費のさらなる減額調整や、発注準備というかですね、こういう部分が必要となりますので、専門家に見ていただいと、委託して調整をしたいというふうに考えているところでございます。

ちょっとすみません、説明がちょっと前後してしまいましたが、(2) のパートナーズとの協議ということで、まず 5,000 万円減額できるということになりましたので、まずは現契約の中でその減額ができるかということにつきまして協議をさせていただきました。協議したところ、町で算出した工事費以下に減額することは困難だというお話がございました。その理由につきましては、アスベストの除去工事につきましては、専門業者に施工を外注すると、実際やる場合は外注する必要があるまして、こういうことにつきましていろいろと検討していただいた結果、総体的なことを考えると工事費の減額は困難であるということで話がございました。

アスベストの除去工事と解体・撤去工事につきましては、別々に実施しているという実例がなく、一体のものとして発注されているというところでございます。このようなことから、パートナーズと協議した結果、整備等事業から解体・撤去工事業務に関する費用を除きまして、これに伴う変更契約を締結する方向で協議を進めさせていただいているところでございます。契約から除く費用につきましては、解体・撤去工事費とこれに伴う設計費ということでございまして、その金額につきましては約 1 億 4,900 万円というところでございます。

先ほど、私、工事費はじいたものが 6 億 2,000 万円ということでございましたが、このようなことから、この金額をさらなる専門家の視点から見て、減額調整というんですかね、そういうところも含めて、あと発注するための整理と、そういうものを委託業務として今後対応していく必要があるというふうに考えているところでございまして、これにつきましては補正予算で計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

(3) でございます。工事の実施とその財源ということでございます。整備等事業から除きました解体・撤去工事につきましては、補助事業等を活用できるということで、調査の結果な

りまして、令和7年度に補助事業、あとは交付税措置等々を活用しながら実施したいというふうに考えているところでございます。工事の財源につきましては、国庫補助事業（空き家再生等推進事業）、これを活用いたしまして、これでまず約40%の負担と、あとは交付税措置で30%と、実質の一般財源の割合につきましては30%を予定しているところでございます。

詳細につきましては、後ほど企画財政課のほうから、資料を基に御説明をさせていただきたいと思います。

それで、最後になります。（４）でございます。今後の対応ということでございます。パートナーズとの協議を進めまして、今後、仮契約を締結した上で、令和6年度美里町議会12月会議に変更契約の議案を提案させていただきたいと考えているところでございます。また、この変更契約に合わせまして、令和7年度以降に分割で支払いを予定していた支払いの一部を令和6年度に前倒しして支払いたいというふうに考えているところでございます。その理由につきましては、今後上昇すると見込まれます金利に関する支払いを減額するためということでございます。

現在契約している適用金利につきましては、0.922%でございます。基準金利につきましては0.452%ということでございますが、直近で把握している適用金利につきましては1.666%と、基準金利につきましては1.196%となっております。今後もし上昇が見込まれるような状況でございます。令和7年度のそれ以降の支払いの基準金利の確定につきましては、契約書で締結している内容ですと、施設引渡し日の2銀行営業日前ということになってございます。

このことから、現時点で想定される適用金利2.166%、基準金利1.196%、これは現時点ですね、あと見込み変動の部分で0.5%、これを見込みまして、これで算出して変更したいというふうに考えているところでございます。前倒しして支払う金額は約6億円を予定しております。その主な財源は合併特例債を活用する考えでございます。このことによりまして、後年度の金利の負担等を軽減させることができるというふうに考えているところでございます。

なお、令和7年2月下旬に、その時点での金利により支払い内訳を最終的に確定させていただきまして、最終の変更契約を締結するという考えでございます。令和6年度美里町議会3月会議で、その変更契約の議案を提案させていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、あと、先ほど企画財政課から出ている資料に基づきまして説明するというところで、ここから企画財政課のほうで説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お疲れさまでございます。企画財政課、小林でございます。

引き続き、財源の検討の内容について御説明をさせていただきますが、お手元の資料のA3の、多分一番後ろについている資料となります、こちらで御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。座って説明いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、美里町新中学校整備等事業及びアスベスト除去に係る財源検討についてということで御説明をさせていただきます。

まず初めに、見直し前の事業費ということで、振り返りの確認になりますが、新中学校のPFIの契約については、現在、55億9,314万3,396円となっております。次に、今年の5月の全員協議会のほうで説明をさせていただいておりますアスベストに係る費用については、5億2,947万4,000円ということでお話をさせていただいたところでございまして、合計しますと61億2,261万7,396円といったところで、見直し前という数字で御説明をさせていただきたいと思っています。

2番目の主な財源対策についてでございます。当初予算の編成から今日までの対応について、その概要を6項目で説明をさせていただくものでございます。

まず、1つ目、①です。公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金、いわゆる国の、国県の補助金になりますけれども、こちらの再精査による補助金等の増額がございました。こちらについては、約1億3,000万円ほどの縮減効果、増減がございました。

次に、②、先ほども御説明ありましたとおり、解体工事分をPFI事業から分離し、解体工事及びアスベスト除去を一体として再設計をした結果、5億8,000万円の縮減効果がございます。失礼しました、5,800万円ですね。申し訳ございません。

次に、③番目になります。解体及びアスベストの除去は、国土交通省の所管事業を活用しまして補助率40%を確保しまして、こちらの金額が2億4,800万円となっております。

さらに、この③の補助裏分の一般財源に対しましては、特別交付税が2分の1で措置されるということになってございまして、この2分の1の金額、1億8,600万円ほどの縮減を見込んでございます。

次に、⑤番目になります。PFI事業後年度分の支払いを前倒ししまして、利息及びスプレッドということで、利回り格差ということで、0.47%を追加して払っているんですけれども、こちらの分を削減をします。こちらの削減が、おおむね約3,900万円ほどを見込んでございます。

⑥としまして、地方債の有効活用ということで、先ほど来お話がありました合併特例債など

を見込んで地方債の組替えをしていきたいというふうに考えてございます。

具体的な金額については、3番目になります。見直し後の事業費と内訳ということになります。左側の表、列が見直し前のいわゆる当初予算ベースの金額となっております。右側の列が見直し後の事業費を掲載してございます。それぞれ、P F I 事業、先ほどの50億9,000万円のP F I 事業の内訳、そして5億2,000万円と申し上げましたがアスベスト除去の費用、そして一番下の表が合計の表という形で整理をさせていただいております。

2番でお話ししました、①から⑥までの番号を表の中に振ってございました。まず、①番目の表、見直し後のP F I 事業のちょうど真ん中ぐらいに①という数字が見えるかと思うんですが、負担金12億1,000万円、交付金1億3,900万円ということで、合計で13億5,067万5,000円というのがございます。これ、見直し前の金額でいいますと12億1,953万1,000円ということで、こちらが先ほど①で申し上げました1億3,000万円、1億3,114万4,000円の増を見直し後では見込んでいるというふうな形で整理をさせていただいております。

次に、②番目でお話しした内容についてですが、P F I 事業の左側の表のところに②-1と書いている数字がございます。その左隣のほうに、解体の解に1億4,897万3,000円というふうに書いているんですが、この数字がいわゆるP F I 事業に含まれております解体工事費とその設計額の合計額となっております。

そのずっと下に行っていただきまして、②-2という数字がございます。これはアスベストの除去費用ということで、これまでお伝えをしまいいりました5億2,900万円の金額になってございます。

そして、一番下の合計の表のちょうど真ん中に②-3という形で書いておりますけれども、囲みで参考という数字になります。解体の先ほどの1億4,800万円とアスベストの5億2,900万円、これを合計しますと6億7,844万7,000円となります。こちらを、②-4、見直し後の一番下の表になりますけれども、再度精査をしますと6億2,000万円見込んでおりまして、こちらの差引きで約5,800万円ほど縮減が可能なのではないかというような整理をしてございます。

さらに、⑤番目になります。前倒し、あるいは利息の縮減ということでの数字なんですが、表の下右側、⑤という数字がございます。今回、P F I 事業の前倒し分ということで、前倒しをした後の金額を9,904……（「9億」の声あり）9億9,402万1,000円ですね、申し訳ありません、見込んでおりまして、見直し前が17億5,328万1,000円を見込んでございました。この金額を前倒しをさせていただいて、できるだけ、金利上昇が極端に上昇しておりますので、幾らでも抑えたいということで前倒しをする想定をしたところでございます。

そして次に、⑥番目の地方債の有効活用ということになりますが、こちら、4番目の見直し後の地方債と内訳ということで御覧になっていただきたいと思いますと思うんですけども、今回、合併特例債のほか、学校教育施設等整備事業債、いわゆる学教債と言われているものなんですが、こちらを活用して地方債を起こしたいというふうに思っております。学教債については、さらに実は23項目に分かれておりまして非常に複雑なんですけど、今見込んでおりますところで今回整理をさせていただいております。変更前については、当初予算ベースで22億3,170万円の発行を想定をしてございましたが、変更後で27億9,290万円の発行額を見込んでございます。

それぞれ元利償還金の交付税措置がございまして、合併特例債でいえば70%、学教債の国の負担金ベースでいえば60%などとなっております。これらを加味しますと、交付税措置額が変更前ですと9億7,000万円でございますが、変更後ですと12億6,186万7,000円を見込んでございます。いわゆる借入金額と交付税措置を差し引きしました実質的な負担相当額という形を、変更前、変更後で表示をさせていただいております。

これが、⑥番目の地方債の有効活用の結果ということになるんですが、右側の一番下ですね、2億6,939万8,000円、こちらが実質的に地方債によって負担が増える形にはなるんですが、上の一般財源ですとかPFI事業の縮減額が約10億円ほどございますので、こちらの2億6,900万円が増加をした分と相殺しますと約7億円近い金額になるのかなというふうに思っております。

なお、大変恐縮なんですが、あくまでも制度上の理論値で今回表示をさせていただいております。また、金利もまだ確定をしてございませんので、金利を除いた形で元金ベースでの比較をさせていただいておりますので、今後また実際の金額が動く可能性があるということをお理解いただきたいと思いますし、地方債の協議が実は今月末に想定をされておまして、地方債協議によって、先ほどの学教債が23項目あるというところの協議が出てまいりますので、若干の変動があるということをおあらかじめ御理解をいただければというふうに思っております。

私からは以上となります。

○議長（鈴木宏通君）　ありがとうございました。

ただいま説明をいただきました。この案件に関しても、12月に様々な提案を議会のほうにさせていただく形になりますが、ここでお聞きをしておかなくてはいけないことを、まずここで質疑を受けたいと思いますが、いかがですか。どうぞ、平吹委員。

○2番（平吹俊雄君）　ちょっと内容から外れているかどうかはちょっと分からないんですが、今、学校前のところですね、道路を工事しているんですが、工事。その工事は、路面道路の段

つきあるんですよね、それを段つきしないように今工事していると思うんですが、これはこっちの学校との関係はあるのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（鈴木宏通君） この整備事業に入っているかどうかということですか。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 平吹議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御質問ありました道路の整備費用については、ただいま説明した金額には含まれておりません。今日御説明したのが、あくまでもPFIの契約のお金と、アスベストの前回お話しした金額に限定して説明をさせていただきましたので、道路の整備費用については含まれておりません。

○議長（鈴木宏通君） いいですか。では……、はい、平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） そうしますと、それは建設の関係になってくるわけですか。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えをいたします。

予算は、建設課の道路整備のほうの予算で対応してございます。（「うん、建設課だとは思いますが、これは予算化はなっていたんですか、この工事することにおいては。その辺」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） はい、当該予算については、6月の議会で補正予算を提案をさせていただいたところでございます。（「はい、了解」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 2つほど確認なんですけど、この実際の工事ですね、アスベストをどこが請け負ってやるんですか。パートナーズですか、それとも全く別なアスベスト専門の業者が受け取ってやるんだか、まず最初、それ聞きます。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） パートナーズでやる場合なのですが、解体工事につきましても、例えばアスベスト工事を、これは一体のものでやることになると思うんですが、これはそれぞれ専門の業者にパートナーズのほうから工事を頼んで、そして実施するというような形になると思います。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） その辺でのね、この辺の、ちょっと理解しかねたので今確認したんですが、だから、パートナーズから提案されている金額と5,000万円減額ができるというのは、ど

ういうやり方をするということですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 整備室のほうで、専門業者等々のいろいろ聞き取り等々をやりながら積算を、もともと提案あったものに対して、うちのほうで専門業者の意見を聞きながら金額を積み上げて、積算した金額と対比したと。積み上げた金額が約6億2,000万円ということでございまして、結果として5,000万円、設計額で下回るというような結果になったというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） だから、その金額の違いなんだけれどもね。それから、建設工事費用を含むという項目があるでしょう。もともとの建設工事というのは学校の、統合中学校、新中学校を造るときの解体費用の中に出てきたのが、たしか2校合わせて1億9,000万円が解体費だったというふうに記憶しているんですよ。そいつが、そこにはアスベストが入っていなかったのは前回も聞いたんだけど、本来は解体というのはそれらもひっくるめてそういう金額を出していると思っているの、こっちはね。ただ、それが、アスベストの処理は別でしたよというのはね、ちょっとこれはいかがなものかと思うんですよ。だから、小出しに出してくれば町は何でも言うことを聞いてくれるというふうに、そう思われているんじゃないですかね。その辺がね、もうちょっとしっかりしてもらわないと困るなと思っていますよ。

それから、もう1点。この利息がね、金利が上がるから、とにかく早急に支払いを済ませたほうがいいというその考えなんかね、まあ、考え方はいいんだけど、そうしますと今年度支払う金額は相当膨らんでいくと思うのね。そんなことで、この町、大丈夫なのかということを心配しているんだけどね。財政課長でも、町長でもいいんだけど。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えをいたします。

そうですね、金利の関係でお話をしますと、例えば今想定をしておりますのが、25年の5年据置きぐらいの起債を想定をしておるところなんですけど、例えば10億円を、この金額でお借りをしますと、単純にお話をしますと、1%ですと1億5,000万円ぐらいになります。さらに0.5%上がりますと2億3,000万円に、利息だけでですね、仮に1%上がりますと、上がって2%になりますと利息だけで3億円になります。こうした金額が明らかにもう把握できる状況まで来ておりますので、町としましては幾らでも前倒しをして、後年度の財政負担を軽減をしたいというふうに考えてございます。

この取組の結果、いわゆる地方債とPFIの後年度負担という形にはなってしまうんですけども、地方債については交付税措置がある程度ございますので一定額抑えられるであろうと、PFIも17億円から9億円にすることによって、単純に15年で割っていただければ御理解いただけたと思うんですが、1億円以上のPFIの支払いも、これ、1億円を切る状況でやっていますので、後年度の事業展開においてはメリットがあるものと考えまして、今回、前倒しをしてお支払いをするという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） ですからね、その前倒しすることによって金利は安く仕上がるから、それは町にとっても有利だというふうな解釈だと思うんですが、どんどん、だんだん人口も減っていったって支払う人たちも少なくなってくるという中で、やっぱり一気にね、まあ、今回は今年度で多分三十何億円の、今、建設費払う予定になっているはずなので、そこにプラスアルファとなると、今年度の支払う総額って幾らになるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 資料の見直し後の令和6年度のところを見ていただければと思うんですが、今年度の支払いについては、40億4,120万9,000円の支払いを予定をしております。その内訳については、国庫補助が13億円ございますし、学教債関係の地方債が15億円、合併特例債が8億4,000万円、一般財源として今年度負担するのが2億5,900万円というふうになってございます。

實際上、この令和6年度の支払い、一般財源が2億5,900万円なんですけど、見直し前については3億4,700万円を想定しておりまして、支払い金額を大きくは、支払い金額が増えたにもかかわらず、一般財源は抑えるというような形で整理をさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木宏通君） いいですか。よろしいですか。もう一回。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） もっと詳しいこと、聞きたいことがあるんですが、あとは一般質問のほうで聞かせてもらいますので。

○議長（鈴木宏通君） よろしくをお願いします。

ほかに。山岸議員、マイクをお願いします。

○4番（山岸三男君） それでは、確認の意味を含めまして、お尋ねをしたいと思います。

まず、学校整備の（1）です。工事内容・工事費用の精査ということで、パートナーズから提示された金額が6億2,000万円となり、約5,000万円が減額ということとなったと同時に、まず一つは、5,000万円の減額になった内容といたしますか、具体的に何で5,000万円も一挙に減る

ことになったのかということと、もう一つは、上限額が6億2,000万円、これ以上がりませんよということだと思うんですけども、その理由をちょっとお尋ねします。

○議長（鈴木宏通君） 減額の理由は、先ほど説明はあったんですが。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

まず、整備室のほうで、通常一般的に積算ですね、基本的には資料としてあるものについては、出回っているものについてはそれはそのもので、その数値、金額を使っていくと。そして、ないものにつきましては見積りを徴収して、そして金額を定めていったということで、通常いろいろな積算ございますけれども、解体、あとアスベストの積算につきましても、これまでの先例に倣って、標準的なやり方というんですかね、設計をしてうちのほうで出したと。

パートナーズは、パートナーズのやり方、これは民間でございますので、それは国、県の基準に基づいて出したというよりは、独自の試算というんですかね、そういうものによって出されたものということで、直接的な中身を一個一個比較していくということはずに、うちのほうにつきましては、そういう基準に基づくものについては基準に基づいた算出と、あと決まっていらないものですね、そういうものにつきましては見積りによって金額を積み上げまして、6億2,000万円というような金額を算出したということでございます。

それで、これが上限というところなのですが、いろいろな要素も、現時点で考えられる要素をちょっと考えまして、多少金額を余計にというか、安全側に見積もって算出してございますので、6億2,000万円という数字が上限というふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員、いいですか。

○4番（山岸三男君） そうしますと、今の事務局長の説明ですと、町としては国の建築基準というか、そういう試算の基に一応計算しましたと、それで出した金額と、あとパートナーズは民間会社で、その民間会社もそれなりの基準で出してきた金額が6億2,000万円で、5,000万円減額なったという受け止め方でよろしいんですかね。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） パートナーズからお示しいただいたのは6億7,000万円……（「ああ、そうだね、はい」の声あり）ということでございまして、これはそちらの民間のノウハウで積算いただいたものということでございます。そして、うちのほうで算出したのは、先ほどおっしゃっていただいたように、基準のものについては基準に当てはめると、そして基準でない、見積りが必要なものについては、見積りによってその金額を定めて金額を出させていただいたと。

それで、これらにつきましては、基本的に設計額というんですかね、粗々の設計額という捉え方ございまして、これを令和7年度に実施していくというふうに考えておるのですが、これを入札に付せば、当然、一般競争に付せば、これは競争原理でそれ以下になっていくというようなことで考えておりまして、入札により金額が、まあ、幾らになるか、ちょっとこれは想定できませんが、減額される余地があるというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） あとそれから、この解体費用のやつは、もともと私たち説明受けていたのは、学校建設費、工事費の中に解体費用も含まれていましたと、先ほど赤坂議員も言ったように1億幾らだったんですけれども、今回はそれと別という説明だったと私は思ったんですけれども。学校工事費以外に、アスベストと中学校2つの解体費用を、今回は6億2,000万円、そうするとあと1億4,900万円、この合計ということでよろしいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、解体・撤去、今契約の中に入っているということでございますが、これをいろいろ調整した結果、それにつきましては現在の工事費から抜きまして、除外しまして、結局、アスベストと別々にやるわけにはいかないので、それを抜き出して別途工事として、町が令和7年度に補助事業を活用して、40%の補助がございまして、それを申請して、そして7年度に町が発注すると。これは競争入札に付してやるというようなことでお伺いいただければというふうに思っております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） アスベストについて、私も質問させていただきたいんですが、最後のA3の真ん中辺にアスベスト除去という表、山岸委員とちょっとかぶる部分もあると思うんですけれども、見直し前が5億2,947万4,000円、これが見直し後が6億2,000万円、ざっくり9,000万円違うわけなんですけれども、純粋にこのアスベスト除去だけということですかとなぜここで9,000万円の違いが出てくるか、最初の5億2,900万円、これがどういう積算方法だったのか、教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

すみません、表の作りの関係で、ちょっと誤解を招いてしまったところがあるかなと思っておりました。

まず、私説明したときに、一番下の②－３と②－４で説明をさせていただいたんですけども、②－１で１億４,８００万円を抜き出して、②の５億２,９００万円と足した、②－３の６億７,０００万円と６億２,０００万円を純粋に比較しますと、金額が５,８００万円という形で減額になるんですけども、この５億２,９００万円というのは純粋にアスベストだけですね。６億２,０００万円は解体でアスベストが含まれておりまして、ちょっと表の作り上、どうしてもこういう表記をしてしまったので誤解を生んでしまいまして申し訳ございません。②－３と②－４のところで比べていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君）　鈴木議員。

○９番（鈴木恵悦君）　そうしますと、６億２,０００万円は解体費も含んでいるという意味ですね。純粋なアスベスト除去だけではないということで、全体として５,０００万円減になったということで理解してよろしいわけですね。

それで、このアスベストの部分といいますか、除去するわけですけども、主にどこにこれは入っているんですか。柱とか天井とか床とかいろいろあると思うんですけども、これは……（「前に説明したな」「全部資料に」の声あり）

○議長（鈴木宏通君）　はい、皆さんが言うとおりですので、後で確認をしていただきたいと思います。（「前回の資料だな」の声あり）別な質問ですか。じゃ、鈴木議員。

○９番（鈴木恵悦君）　これも確認……、違っていたら許してください。その除去作業ですね、アスベストの除去作業。これ具体的に、私は、何ていうんでしょう、囲って水を散水しながら、飛散しないようなというイメージがあるんですけども、具体的な作業というのはどういうものになるんですか。（「それも前に説明あった」の声あり）これもやっているんですしたか。（「これも前も言ったな」の声あり）

○議長（鈴木宏通君）　はい、すみませんが。（「じゃ結構です」の声あり）はい、後でまた、様々プリントを頂いていたので。

では、皆さんの質疑、これで終了でよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、４）番、美里町新中学校の整備につきましては以上とさせていただきます。

説明員の方々、大変ありがとうございました。（「すみません、休憩してけねすか」の声あり）はい、休憩いたします。

休憩します。

午後３時４２分　休憩

午後３時４５分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開いたします。

その他に入ります。その他について、伊藤牧世議員。

○６番（伊藤牧世君） 私のほうから、令和６年第２回宮城県後期高齢者医療広域連合の報告をさせていただきますと思います。

８月５日に全員協議会が行われ、８月１９日に第２回の定例会議を行いました。その定例会議については、議長による指名推選により、蔵王町の松崎良一議員が副議長に選任されました。

内容としては、令和５年度一般会計決算及び特別会計の認定、令和６年度一般会計補正予算、特別会計補正予算を含む６議案が原案どおり可決、認定いたしました。

一般質問については、６グループそれぞれ代表４名行い、質疑については、今回、県北の会からの代表質疑を私が行い、令和５年度一般会計決算及び特別会計決算の認定について、大きく３項目の質疑を行いました。

詳しくは、議員控室の議会図書にある広域連合議会ファイルで御確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 御苦労さまでした。

続きまして、事務局から連絡事項等がありますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（伊藤博人君） 事務局から事務連絡でございます。

毎年恒例の、この時期ですね、令和７年版みやぎ手帳、今現在販売してございます。販売場所につきましては、会計課、企画財政課、南郷庁舎では町民窓口室で、１冊７００円で販売しております。こちらにつきましては、１２月２０日まで販売しているということですので、本日現在、まだ在庫ございますので、御購入される方、担当課のほうで手続いただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

その他、そのほかありますか。（「なし」の声あり）

では、ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了いたします。

じゃ、副議長、お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 長時間にわたりまして御苦労さまでございました。引き続きまして、広報広聴常任委員会、開催いたしますので、全員残ってください。終わります。

午後３時４８分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月21日

美里町議会議長